

在外公館に関する行政評価・監視 ＜評価・監視結果に基づく勧告＞

ポイント

在外公館の業務の実施体制や業務運営の合理化、効率化に資するため、近年設置された在外公館等の実態を調査し、次の事項を外務省に勧告

- ① 在外公館の見直しの計画的な推進
(設置効果の測定、社会経済情勢の変化等を踏まえた役割・体制の見直し)
- ② 合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は速やかに定員を削減
- ③ 領事業務に係る業務量に見合った合理的な職員配置の推進
- ④ 広報文化事業等の実績が乏しい在外公館に対する指導の強化
- ⑤ 新設大使館の大使の早期着任の推進 等

調査の背景と主な勧告事項

背景

- 近年、外務省は、平成19年度から21年度までの間に毎年4から6大使館を設置するなど在外公館の整備を進めてきている。
ただし、平成22年度は、在外公館の新設は予定されていない。
- 他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果が出されたことを踏まえ、外務省は、効果的かつ効率的な在外公館の在り方について、計画的に見直しを行うこととしている。

- 本行政評価・監視は、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査
- 調査対象：外務省（本省及び抽出41在外公館・事務所）、在留邦人団体、在外日本企業等

主な勧告事項

調査の結果、以下の点について改善措置を講ずべきことを勧告

- 1 在外公館の設置状況及びその後の状況変化等について
在外公館の見直しの計画的な推進
- 2 在外公館の業務の実施体制及び実施状況について
 - (1) 合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は速やかに定員を削減
 - (2) 領事業務に係る業務量に見合った合理的な職員配置の推進
 - (3) 広報文化事業等の実績が乏しい在外公館に対する指導の強化
 - (4) 新設大使館の大使の早期着任の推進 等

勧告日：平成22年5月7日

勧告先：外務省

1 在外公館の設置状況及びその後の状況変化等について

制度の仕組み等

○ 外務省の在外公館の設置基準等

主として、①安全保障を含む二国間関係における政治的重要性、②日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、③邦人保護の観点、④国際場裏での支持獲得等の観点を踏まえた相手国の国際社会の位置付けといった要素を総合的に勘案。二国間の貿易量・投資量や在留邦人数、進出企業数といった指標も勘案しつつ総合的に検討。平成22年4月現在、133大使館及び64総領事館が設置

調査結果

- 近年設置された13在外公館について、管轄する国・地域における在外公館設置後の状況変化を主要指標（注）を基に調査した結果、
 - ・ 濟州総が管轄する地域においては、6指標中3指標（日本企業数、一般旅券発行件数及び査証発給件数）が減少傾向。特に、査証発給件数は、平成18年3月から韓国人に対する短期滞在査証が免除されたことから、その後大幅に減少（20年は244件で15年のピーク時（13,119件）の2%）
 - ・ ユジノサハリンスク総が管轄する地域においては、6指標中4指標（在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数及び一般旅券発行件数）が減少傾向。日本企業参加の下に行われた大プロジェクトの施設工事が終了したことなどから、在留邦人数は平成18年度の352人から20年度は173人と半減し、日本企業数も同総領事館設置前の約120社から35社に大幅に減少
 - ・ 外務省が在外公館設置時に想定していた効果等の一部が必ずしも十分生じていないとみられる例あり（重慶総、デンバー総：日本企業数の増加を想定していたが減少又は横ばい傾向）
 - ・ 外務省においては、新設在外公館の設置効果や設置後の社会経済情勢の変化等について、一定期間経過後に把握・分析するなどの取組は必ずしも十分行われてはいない。

（注）大使館設置後の状況変化に関する主要9指標：在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、日本への短期渡航者数、日本からの要人來訪件数、日本への要人往訪件数、日本からの輸入額、日本への輸出額、ODA援助額
 総領事館設置後の状況変化に関する主要6指標：在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数、査証発給件数

勧告要旨

- 当省の調査結果も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進すること。その際、新設在外公館については、一定期間経過後に設置効果を測定するとともに、他の在外公館については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直すこと。
- 在濟州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館については、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直すこと。

2 在外公館の業務の実施体制及び実施状況

(1) 業務の実施体制

報告書P81～P83

調査結果

近年設置された13在外公館における職員の配置状況を調査した結果、3年から5年連続で2人以上の欠員（注）が発生しており、いわば欠員が常態化している在外公館が5公館あり（重慶総、アンゴラ大、ユジノサハリンスク総、モザンビーク大、済州総）

（注）定員を下回る現員となっている場合、その差を「欠員」という。

勧告要旨

在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を十分把握・検討し、合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は、速やかに定員を削減すること。

(2) 領事業務

報告書P89～P92

調査結果

- 近年設置された13在外公館における領事業務の実施状況について、領事業務に係る主要7指標（注）の平成18年度から20年度の平均値を基に職員1人当たりの業務量等を算出して各在外公館の比較をした結果、管轄する国・地域の違いを考慮する必要はあるものの、
 - ・ 一般旅券発行件数について最も多いところと最も少ないところでは約300倍の差があるなど、7指標すべてで相当程度の差あり
 - ・ 公館全体の領事業務量が他の在外公館の職員1人当たりの領事業務量を下回る例（アンゴラ大、済州総）がみられ、職員の配置を見直す余地あり
- 今後、現行の業務実施体制が業務量に見合ったものとなっているか、的確に把握・分析していくことが重要

（注）主要7指標：在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数及び査証発給件数

勧告要旨

- 在外公館における領事業務の効率的実施を推進する観点から、在外公館における領事業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、業務量に見合った合理的な職員配置となるよう速やかに見直すこと。
- 在アンゴラ大使館及び在済州総領事館については、領事業務の実施体制を業務量に見合ったものとなるよう見直すこと。

調査結果

近年設置された13在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を調査した結果、管轄する国・地域の治安状況、通信等各種のインフラの整備状況等の違いを考慮する必要があるものの、

- 広報文化業務を比較的活発に行っているとみられる在外公館がある一方で、その実績が比較的乏しいとみられる在外公館あり
広報文化に係る10事業の実施回数等について、平成18年度から20年度までの平均値で比較すると、
 - ・ 大使館の中では、クロアチア大及びアゼルバイジャン大では比較的活発に多様な事業が行われているとみられるが、アンゴラ大、東ティモール大及びモザンビーク大は、他の大使館に比べ、その実績が比較的乏しいとみられる。
 - ・ 総領事館の中では、重慶総及びデンバー総では比較的活発に多様な事業が行われているとみられるが、デンパサール総は、他の総領事館に比べ、その実績が比較的乏しいとみられる。
 - ・ 外務省においては、在外公館における広報文化業務の実施体制や実施状況について、各在外公館の比較を行うなどの分析は必ずしも十分行われていない。
- 大使館を設置してからホームページを開設するまでに長期間を要している例や、掲載内容が不十分となっている例あり
 - ・ モザンビーク大は設置から9年6か月後にホームページを開設 等
 - ・ デンパサール総は独自のホームページを未開設（インドネシア大のホームページに管轄地域の情報の一部を掲載）
 - ・ スロベニア大及びモザンビーク大は、事件・事故・災害等発生時の対処方法に係る安全情報が未掲載 等
 - ・ 外務省が平成21年11月に作成した「在外公館ホームページ運営の手引き」にホームページの開設までの目安となる期間は定められておらず、また、在外公館のホームページの運営状況の定期的なフォローアップは未実施

勧告要旨

在外公館が管轄する国・地域の治安状況、通信等各種のインフラの整備状況等の違いを踏まえつつ、次の措置を講ずること。

- 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、他の在外公館に比べ実績が乏しい在外公館に対しては、必要な指導を強化すること。
- 在外公館に対し、「在外公館ホームページの運営の手引き」に即したホームページ運営をするよう徹底すること。また、当該手引に新設在外公館におけるホームページの開設までの目安となる期間を定めホームページの早期開設を推進すること。さらに、在外公館におけるホームページの運営状況を定期的にフォローアップし、効果的な取組事例や要改善事項を取りまとめ、在外公館に情報提供・指示すること。

(4) その他

ア 大使の着任時期

調査結果

- 近年設置された17大使館について、大使館が設置されてから初代大使の着任までに要した期間を調査した結果、
 - ・ 平均で約5か月（141日）を要しており、設置後29日で着任している例（東ティモール大）がある一方、8大使館（47%）では5か月以上要しており、中には10か月を超えている例（モザンビーク大313日）等あり
 - ・ 大使館の設置から大使の発令までに要した期間の平均は3か月超（104日）設置後15日で発令している例（東ティモール大及びラトビア大）がある一方、9か月を超えている例（モザンビーク大277日）等あり
- なお、当省の調査期間中に設置された6大使館では、大使の発令の早期化が図られてきているが、引き続き大使の早期着任の推進が重要

勧告要旨

新たに設置した大使館の大使については、できる限り早期発令に努めるなどにより、早期着任を推進すること。

イ 短期渡航者数の把握

調査結果

- 近年設置された7大使館について、日本からの短期渡航者数の把握状況を調査した結果、2在外公館では管轄国のデータが公表されていないため把握できないとしているが、(財)アジア太平洋観光交流センター作成の「世界観光統計資料集」に必要なデータが公表されており、当該データを活用する余地あり
- ※ 外務省は、大使館に対し、年間の短期渡航者数の報告を求めている。

勧告要旨

在外公館に対し、「世界観光統計資料集」等の各種統計資料を活用して、短期渡航者数を適切に把握・報告するよう指示すること。

ウ 日本企業への支援

調査結果

- 近年設置された13在外公館について、平成20年度における日本企業への支援状況を調査した結果、支援実績がない在外公館（済州総）や管轄地域内の日本企業の把握漏れ（スロベニア大）等あり
- ※ 外務省は、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を作成し、在外公館に対し日本企業への積極的な支援を指示

勧告要旨

在外公館に対し、管轄する国・地域内の日本企業の実態や活動状況等を的確に把握し、必要な支援を積極的に行うよう徹底すること。

エ 広域担当官の活用

調査結果

広域担当官の配置状況及び近年設置された13在外公館における広域担当官の活用状況を調査した結果、

- 定員の約2割が充足されておらず、3年連続で広域担当官が未配置の分野あり
 - ・ 広域担当官の平成22年1月末の定員84人に対し、配置人員は65人で23%が未充足
 - ・ 経済協力、警備及び情報化の3分野は、平成19年度から21年度までの3年間、広域担当官が未配置
- 13在外公館の中には、広域担当官による支援を受けた実績のない在外公館あり（済州総及びユジノサハリンスク総）
- 外務省は、広域担当官の配置及び活動状況の定期的な把握を未実施

※ 広域担当官制度は、在外公館における業務効率の向上を図るため、領事、会計等の業務に関する知識及び経験の豊富な職員を拠点となる在外公館に配置し、必要な支援を行わせるもの

勧告要旨

広域担当官の配置及び活動状況を定期的に把握し、広域担当官が長期間配置されていない理由及びそれによる支障の有無等を十分分析し、効果的な活用方策を検討すること。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 法務、外務、文部科学担当評価監視官室

評価監視官 : 松本 順 (内線29107)

総括評価監視調査官 : 澤村 民哉 (内線22519)

上席評価監視調査官 : 井上 浩孝 (内線22536)

電話(直通) 03-5253-5449、5450

(代表) 03-5253-5111

FAX 03-5253-5457

インターネット <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時15分までです。
これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。